

平成25年4月24日

行政評価・監視の実施

自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視

関東管区行政評価局（局長：大西一夫）は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施しています。

今回、平成25年4月から実施する上記テーマの計画について公表します。

【連絡先】

関東管区行政評価局第二部第2評価監視官

担当：椎名

電話：048-600-2330

FAX：048-600-2338

自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視



調査の背景と調査項目等

調査の背景

- 自家用電気工作物の安全管理は設置者の自己責任
 - 自家用電気工作物を原因とする電気事故は、国民生活に停電などの影響を及ぼす
 - 全国の設置数(約82万件)の3割(約25万件)が関東地域(1都6県、山梨県及び静岡県の一部)に集中
-
- 関東地域では毎年200件前後の電気事故が発生しその7割が周辺に停電を発生させる事故
 - 関東東北産業保安監督部は立入検査等を行い設置者に対し指導監督を実施
-
- 自家用電気工作物の安全確保の観点から、自家用電気工作物を設置する事業場における保安対策の実施状況等を調査

主要調査項目

1 保安体制の整備状況

保安規程等の制定状況、主任技術者の選任状況

2 保安の実施状況

事業場における保安の実施状況

3 指導監督等の実施状況

事故防止対策の実施状況、立入検査等の実施状況

主要調査対象

- 1 調査対象機関
関東東北産業保安監督部
- 2 関連調査対象機関
自家用電気工作物設置事業場、電気保安法人等

調査実施期間

平成25年4月～7月(予定)

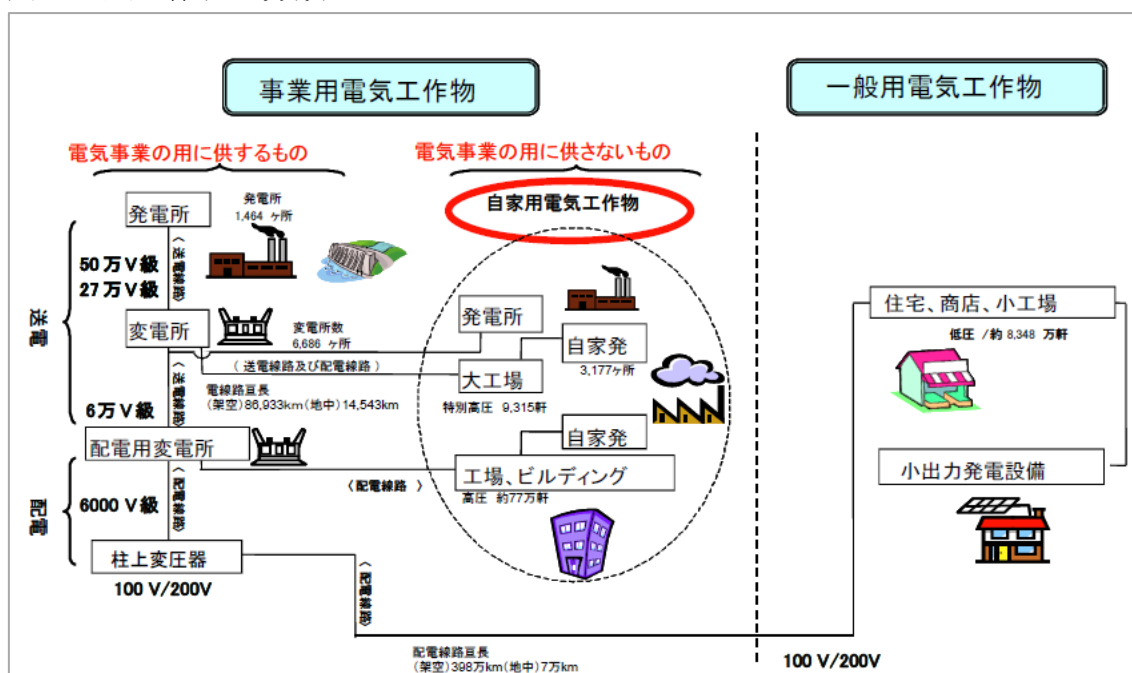
調査担当局所

関東管区行政評価局
千葉行政評価事務所、山梨行政評価事務所

自家用電気工作物の概略

- 自家用電気工作物とは、
 - ・ 電気事業法第38条第4項の「電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物」
 具体的には、「電力会社から600Vを超える電圧で受電する電気設備及び一定出力以上の発電設備等」
 自家用電気工作物が設置されている事業場としては、工場、事務所ビル、学校、病院、ホテル、スポーツ施設、娯楽施設などがある。
 - ・ このような自家用電気工作物は、全国で約82万件あり、関東東北産業保安監督部管内（関東地方の1都6県、山梨県及び静岡県の一部）には、全国の30%の約25万件の自家用電気工作物が設置されている。

図 電気工作物の分類



出典：関東東北産業保安監督部開催の「平成24年度自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者セミナー説明資料」